

# 松山市人権啓発施策推進条例

平成 15 年 3 月 24 日  
条例第 4 号

松山市隣保館条例(昭和 41 年条例第 32 号)の全部を改正する。

## 目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 松山市人権啓発施策推進審議会(第 5 条—第 8 条)

第 3 章 隣保館(第 9 条—第 23 条)

第 4 章 雑則(第 24 条)

## 付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、基本的人権を侵すことのできない永久の権利としてすべての国民に保障している日本国憲法の理念及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとうたっている世界人権宣言の趣旨にのっとり、あらゆる人権問題の早期解決に向け必要な人権啓発施策を推進することにより人権尊重の意識の高揚を図り、もってすべての人の人権が守られるまちづくりの実現に資することを目的とする。

(基本方針の策定)

第 2 条 市長は、前条の目的を達成するため、人権啓発施策の総合的かつ効果的な推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ市民及び松山市人権啓発施策推進審議会の意見を聴くものとする。

(人権啓発施策)

第 3 条 市長は、基本方針に基づき、人権啓発施策を策定し、及び積極的に推進するものとする。

(推進体制の整備)

第 4 条 市長は、人権啓発施策の推進に当たっては、国、県及び関係団体との連携を図るとともに、必要な推進体制の整備を行うものとする。

第 2 章 松山市人権啓発施策推進審議会

(設置)

第 5 条 人権啓発施策を総合的かつ効果的に推進するため、松山市人権啓発施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 6 条 審議会は、基本方針に関して第 2 条第 2 項に規定する事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

(1) 人権侵害に対する再発防止方策に関すること。

(2) 隣保館の運営に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか必要な事項

(組織等)

第 7 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体に属する者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第 8 条 前 2 条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第 3 章 隣保館

(設置)

第 9 条 地域社会の福祉を増進し、人権啓発施策を総合的かつ効果的に推進するための拠点施設として、本市に隣保館を設置する。

(名称及び位置)

第 10 条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

古川ふれあいセンター	松山市古川南一丁目 20 番 18 号
朝生田ふれあいセンター	松山市朝生田町六丁目 3 番 32 号
清水ふれあいセンター	松山市清水町一丁目 9 番地 9
内宮ふれあいセンター	松山市内宮町 675 番地
溝辺ふれあいセンター	松山市溝辺町甲 565 番地 2
上川原ふれあいセンター	松山市上川原町甲 1557 番地 4
来住ふれあいセンター	松山市来住町 1377 番地 4
北条ふれあいセンター	松山市中西外 346 番地 3
浅海ふれあいセンター	松山市浅海原甲 1 番地 5
中島ふれあいセンター	松山市小浜甲 1191 番地

(事業内容)

第 11 条 隣保館は、生活上の相談事業及び人権問題の解決のための事業を総合的に行うものとする。

(使用の許可)

第 12 条 隣保館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするとき、隣保館の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第 13 条 隣保館の使用料は、無料とする。ただし、営利目的で使用する場合その他市長が必要と認める場合は、別表に定める使用料及び規則で定める器具等の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の制限)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、隣保館の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 隣保館(附属設備、備品等を含む。第 22 条において同じ。)を毀き損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が隣保館の管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、隣保館の使用許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 前項の処分により隣保館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)に損害が生じることがあっても、市は、その責を負わない。

(使用料の減免)

第 16 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第 17 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部

又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第 18 条 使用者は、隣保館を許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第 19 条 使用者は、特別の設備又は備付け以外の器具を設置し、又は搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(入館の制限)

第 20 条 市長は、隣保館の管理上支障があると認められる者の入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(原状回復)

第 21 条 使用者は、隣保館の使用を終了し、又は中止したときは、速やかに原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第 22 条 隣保館を毀損し、又は滅失した者は、不可抗力による場合を除き、市にその損害を賠償しなければならない。

(過料)

第 23 条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。

#### 第 4 章 雑則

(規則への委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

(編入に伴う経過措置)

2 北条市及び中島町の編入の前日に、編入前の北条市隣保館設置及び管理に関する条例(平成 14 年北条市条例第 9 号)又は中島町隣保館設置及び管理に関する条例(平成 6 年中島町条例第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 北条市及び中島町の編入の日以後 1 年以内に委嘱される審議会の委員の任期は、第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 16 日までとする。

付 則(平成 16 年 12 月 21 日条例第 64 号)

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。